

官報

号外 昭和二十九年三月二十三日

○第十九回 衆議院會議録第二十四号

昭和二十九年三月二十三日(火曜日)

議事日程 第二十二号

午後一時開議

第一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(平井義一君外三名提出)

第二 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件

横路節雄君の議事進行に関する発言

日程第一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(平井義一君外三名提出)

日程第二 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

國際供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議録第二十四号 議事進行に関する横路君の発言

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後五時三十一分開議
○議長(堤康次郎君) これより会議を開きます。

○議長(堤康次郎君) この際御報告申し上げる。御治良作君外一名提出の中曾根康弘君に対する懲罰動議並びに佐藤榮作君外三名提出の佐竹晴記君に対する懲罰動議は、それ、先ほど提出者から撤回の申出がありました。右御了承願います。(発言する者多し)

○議長(堤康次郎君) 横路節雄君より議事進行に関する発言を求められております。この際これを許します。横路節雄君

○議長(堤康次郎君) 横路節雄君登壇
〔横路節雄君登壇〕 私は、ここに、日本社会党を代表いたしまして、議事進行についての発言を求め、中曾根君の懲罰事案取扱いに關し議長に質問せんとするものであります。

この中曾根君懲罰事案の一番の発端は、去る二月二十二日、予算委員会におきまして、中曾根君は次のような発言をせられていたものであります。すなわち、名村造船から動いた金の二百五十万円、この点については、私は速記でいま一度明確にしたいと思うのであります。「この二百五十万円の性質は、名村造船関係の被疑者より贈賄の意思と、相手方に渡す意思で

有田君に渡されたものと、われわれは認定する。(発言する者あり)そして、ことに中曾根君懲罰事案として自由党の諸君から議長あてに出されました重要なその内容は、この点を就んでみますと、この中に書いてあるような贈収賄の被疑事実があるとなれば、もしこれが贈収賄になるといふのであるならば、その二百五十万円は壺井に行つた。残りの百万円と百万円は、言ひのにははかるが、やむを得ない、石井運輸大臣と大野国務大臣に渡つたといふ重大なる疑念がある。(発言する者多し)私は疑念を言ふ。なぜ疑念を言ふか。これは御本人の弁明陳述がない。これは、疑念を申し上げる。しかしこれは確実なる疑念である。私は信じておる。なぜかという、現に収容されておる、金を出した名村関係の被疑者の供述その他で、私はある程度知つておる。というのであります。(拍手)

私は、いやくも国会議員といたしまして、この予算委員会におきまして、この名村造船の被疑者の供述によれば、大野国務大臣に百万円が渡つてゐる、石井運輸大臣に百万円が渡つてゐる、というところは、いやくも私は国会議員としてはまことに重大な発言であると考へてゐるのであります。

〔拍手〕今日、この造船疑獄は国民全体の国会に對する不信の念を強くしている折衝に、いやくも当面の責任者である石井運輸大臣、(そんなこと議事進行と関係があるか)と呼び、その他発言する者多し。大野国務大臣が、この名村造船から百万円渡つてゐるかといふやうな、こりう……。

〔発言する者多し、議場騒然〕

○議長(堤康次郎君) 横路君……(議場騒然、収束不能) 発言を願います。

○議長(堤康次郎君) 私は国会を通して明らかにすべきであると考へてゐるのであります。従ひまして、自由党のこの発言は重要視せられまして、二月の二十三日衆議院の事務局に対して懲罰の取扱ひをしたことは当然であると考えてゐるのであります。(拍手)そして、二月の二十六日これを議院運営委員会にかかれ、三月の二十日に至りまして、本二十三日、いかなる法案にも先議して、この中曾根君の懲罰については本会議において自由党の諸君より提案の趣旨弁明があることになつていたのであります。(拍手)この点は、自由党の諸君の決定は、この本会議を通してこの疑念を国民の前に明らかにする当然の措置であると私は考へておるのであります。(拍手)

しかも、この点に關しましては、二月の二十六日、わが党の勝岡田清一氏より吉田総理大臣に対する質問の中でこの点に触れられて、大野国務大臣並びに石井運輸大臣にこの点を質問いたしておりました。これの答外として、石井国務大臣は「中曾根発言につきましては、私は議員の名譽のために、国会の權威のために、国会がしかるべく行動してくれることを期待して待つてゐるのであります」と述べてゐるのであります。(拍手)私は、石井国務大臣として、国会議員として、当面の責任者である運輸大臣として、この言はまさに正しいと考へておるのであります。しかししてまた、この点に關しまして、勝岡田清一氏は、大野国務大臣に、この二月二十二日の中曾根君の発

官について重ねて質問をいたしましたところ、大野国務大臣はかようにお答えをいたしてのであります。「荒唐無稽な言を弄して議員の名譽を傷つける」とは何事であるか。しかし、私は天地神明に誓つて、さうなことはない」といふのであります。そして、しかも、この点については、いわゆる国会議員として名譽毀損の訴えをしなればならないという決意を断言していることは当然であると考へてゐるのであります。(拍手)

しかし、私も、この中曾根君の懲罰案についての今日までの取扱ひについて三月二十日に決定されて、本日、取扱ひの結果によつては、当然国会の、国民の不信の念を一掃されるものとたく信じておりましたのかかわらず、かような取扱ひでは、国民の疑念はますます明れないと考へてゐるのであります。(拍手)私は、この際、石井国務大臣にいたしても、中曾根君から、この計画造船の割当に關して名村造船から百万円ずつ、名村造船被疑者の供述によれば渡つておるといふような発言に關しては、いかなることであつても本国会を通して明らかにしなければ——国民の受ける印象は、大野国務大臣、石井運輸大臣が受取つてゐるのかのような印象を与へることにして、まさに私は国民の前に国会としてなすべきことではないかと考へてゐるのであります。従ひまして、私は、今日この重要な国民の不信の前に立だされてゐる国会をいたしまして、この際石井運輸大臣、大野国務大臣は、当然本件に關してこの本会議場を通して国民の前に明らかにされなけ

ればならないのに、その機会を与へないとは、はなはだ遺憾にたえないと思ふのであります。(拍手)

しかも、皆さん、私は、この点につきましては、緒方副総理をいたしまして、吉田総理をいたしまして、この関係閣僚の中からもしも造船汚職に關して閣僚のある者が出るならば総辭職をするかのような言を吐いておられすけれども、まさしく、この取扱ひを認めたに付したところ、吉田内閣は総辭職をなすという前提であらうと思ふのであります。(拍手)

私は、中曾根君のこの予算委員会の中における発言の重要性は、名村造船の被疑者の供述によれば、と、その発言をされ、さらに具体的実例をあげてここに出来る決意を述べられておることは、われ／＼ひとしく承知しておるところであります。なぜ一体自由

党の諸君は、改進党の中曾根君に発言の機会を与えて、この石井運輸大臣に對する百万円の件、大野国務大臣に對する百万円の件を明らかにされないのをごさいますか。はなはだもつて自由党の諸君の今回の扱ひはわれ／＼奇々怪々にたえないのであります。(拍手)

最後に、私は議長にお尋ねしたい点は、本日議院運営委員会におきまして本会議における中曾根君懲罰に關しての取扱ひをきめておきながら、先ほど議長は理事會を開いて、一方的に了解をしてくれとは、將來の議院運営委員会に対してどういふ態度をとられるのか、私は將來の国会の運営上非常な汚点を残したと言ふべきであると思へてゐるのであります。(拍手)私は、こ

の際、提議長におかれまして、この造船汚職に對し、国会みずからの手によつて、どうぞのうなこの足を洗ひ、みずからをきれいにするために、も、本件についての取扱ひについて、かかる議院運営委員会の理事會に一方的にかけるといふことなしに、なぜ正式の委員会におかけになつて國民の前に堂々と明らかにせられなかつたか、まことに遺憾にたえないのであります。(拍手)私は、中曾根君懲罰に關して、ことに重要な、大野国務大臣に百万円が渡つてゐる、(拍手)石井運輸大臣に百万円が渡つてゐるという、(拍手)この重大な点を明らかにされな

いまして、取消された自由党の態度に對して、議長としては當然本国会で明らかにされる責任があると思へるのであります。

以上、私は、日本社会黨を代表いたしました中曾根君懲罰案に關する取扱ひについて議長に質問をいたしました次第でございます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 先刻御報告申し上げました通り、懲罰動議は提出者から撤回されましたので、動議がなくなつてしまひましたから、その旨申し上げた次第であります。議長は撤回を拒否する権能がありませんから、いたしかたがありません。

第一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(平井義一君外三名提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。内閣委員長稻村照三君。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四條に次の一項を加える。

2 改正前の恩給法第三十八條ノ四に規定する勤務に係る者に対する前項の規定の適用については、同項中「八月」とあるのは「二年八月」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(平井義一君外三名提出)に關する報告書

【最終号の附録に掲載】

○稲村照三君發言

ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第十六国会において恩給法が改正された際に、公務員の在職年に対する加算制度は原則として全廃されたが、改正恩給法の施行當時現在に在職する公務員の在職年の計算については、本年三月末まで従来の規定により加算されることとなりましたが、蒸氣機関車乗務員等のごとく不健康かつ危険な業務に従事する職員は、通常の業務に従事する職員に比べて永年勤続することほとんど不可能であるばかりでなく、多くは短命に終つてゐる実情に堪へ、日本国有鉄道、日本専売及び日本

電信電話の各公社においては、これらの実情に即する措置を講ずるため、目下公共企業法等共済組合法案をせつかく検討中でありまして、いわゆる不健康業務に従事する職員の在職年の取扱ひについては、これにかわるべき制度の決定を見るまで、移行期間をさらに一年延長し、もつて移行による空欄を補うための措置をいたさうとするのが本案の要旨であります。

本案は、内閣委員会における自由、改進及び兩社会四派の共同提出にかゝるものであります。三月十六日当委員会に付託され、十八日政府の意見を聞き、日本国有鉄道の関係職員を参考人として出席を求め、その意見を徴するなど、慎重に審査を行い、討論省略、採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第二 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第二、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。郵政委員長田中龍之進君。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法(昭和二十三年法

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法(昭和二十三年法

律第六十号)の一部を次のように改正する。

第八條第四項中「二十円」を「三十円」に改める。

第十三條第三項中「二十円」を「三十円」に改める。

第十八條第一項第一号中「十五円」を「二十五円」に、「二十五円」を「四十円」に、「三十五円」を「六十円」に改め、「電信に関する料金」の下に「第三十條の二に規定する場合」には、電話に関する料金、以下同じ。」を加え、同項第二号中「十円」を「十五円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 払出

通常現金払

払出金額千円以下の場合

同 千円をこえ、五

千円以下の場合

同 五十円

同 五千円をこえ、

一万円以下の場合

同 七十円

同 一万円をこえ、

十万円以下の場合

同 九十円

小切手払

払出金額一万円以下の場

合 三十円

同 一万円をこえ

場合 五十円

電信現金払

通常現金払の料金と電信

に関する料金を標準とし

て割合で定める金額との

合計額

第十八條第二項中「電信でする場

合の下に「第三十條の二に規定する場合」には、電話でする場合、次条において同じ。」を加える。

第十九條第三項中「八円」を「十五円」に改める。

第二十四條第二項中「二十円」を「三十円」に改める。

第二十七條第四項中「三十五円」を、「払込書の用紙は四十円、払出書及び小切手の用紙は五十円」に改める。

第三十條の次に次の一条を加える。

第三十條の二(電話による通知又は照会) この章の規定により郵便局と口座所管庁との間において電信ですることとされている通知又は照会とは、郵政大臣が指定する郵便局と口座所管庁との間になされる場合には、これらの規定にかかわらず、電話ですることとする。

第三十八條第三項中「右無きもの」に、電信(郵政大臣が指定する場合)には、使送、以下この項において同じ。」を、「その旨を」の下に「電信で」を加える。

第五十二條第一項中「簡易生命保険法又は郵便年金法を」簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)に改め、同条第二項中「簡易生命保険法又は郵便年金法を」簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律に改める。

第五十三條を次のように改める。

第六十二條第一項中「五円」及び「八円」を「十五円」に改める。

第六十三條の二第二項中「第六十一條までの下」及び第六十二條第一項を加え、同条第二項を削る。

附則

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

(田中義之進君登壇)

○田中義之進君 ただいま上程となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、郵政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、郵便振替貯金に關し事業収支の均衡をはかるためにその料金の引上げを行うとともに、利用者の利便を増進するために新たに電話による通知の取扱ひの制度を設けようとして政府より提出せられたものであります。

すなわち、郵便振替貯金事業の経営は、各種の取扱ひ料金及び資金運用部から受ける利子をおもな収入としてこれをまかなうわけでありますが、現行料金は、郵便為替のみならず、他の各種の送金制度の料金に比べてもきわめて低いものであるため、必要経費をまかなうに足りず、他の業務の収入に依存している状態等にかんがみ、郵便振替貯金事業の自主的経営を可能ならしめる限度において、料金相互の均衡等を考慮に入れた上、それらの調整をはかろうとするものであります。

次に、電話による通知の取扱ひ開始であります。電信払込み、電信振替及び電信現金払いなどの取扱ひにおきましては、郵便局と口座所管庁との間

には電報のみが利用され、従来電話で通知する方が経費も安くまた処理が早いときでもこれを利用する道がなかつたのを改正いたしまして、新たにその道を開くとともに、これに伴う所要の規定を設けようとしておるのであります。また、これに関連し、小切手払いにおきまして、口座所管庁と小切手の支払の提示を受けた郵便局との間に、口座の現在高の有無を電話で照会する方法があるものでありますが、加入者の利便のため、その取扱局を相当広範囲に拡張することとして、電話による照会の場合の実費を新たに徴収し得ることに改めようとしておるのであります。

本法案は、去る二月二十四日当委員会に付託以来、その内容について種々検討を加え、事業採算の見地から約四億円の赤字補填のため料金引上げを行おうとする趣旨は一応了承するとして、この種料金の引上げが一般大衆に与える心理的影響を考慮するときは、結局政府の低物価政策に矛盾するおそれはないか、今回の料金値上率は六割強に当り、あまりにも大幅過ぎはしないか、業務量の増加、振替貯金の残に對し、大蔵省資金運用部より繰入れる利子を引上げることによつて赤字をカバーする方法はないか等、諸点に關しまして、政府との間に詳細な質疑応答が重ねられたのであります。これらの詳細は會議録によつて御了承願ひたいと思ひます。

とて、委員会は去る十七日質疑を終了、十九日討論に入つたのであります。その際、日本社会党を代表して山花委員より、値上率が高率であるため低物価政策上問題はあるが、一般郵

便料金の値上げと異なり、影響の範圍が限定されており、企業の独立採算の建前からやむを得ないものと認める、改進黨を代表して大高委員より、低物価政策の見地から官業料金引上げには原則として反対であるが、企業会計の健全性確保と、さらに、すでに衆議院を通過した二十九年度予算に値上げを織り込んでゐる点等から原案に賛成する、日本社会党を代表して吉田委員より、現行料金により赤字が出ることは、業務量増加等企業努力が足りないうらみがあり、さらに低物価政策にもとるおそれがあるが、企業採算上やむを得ないものと認める旨、それら原案に賛成の意見が述べられ、続いて吉田委員よりは、郵便振替貯金業務の利用の現況にかんがみ、処理日数の短縮をはかる等、極力サービスの改善に努めるとともに、厚知宜臣に力を入れたして利用の増加をはかるよう、企業会計の改善のため格段の努力を払うことという附帯決議案を提出せられたのであります。続いて、自由党を代表して小林委員より、この送金方法は非常に便利なるもので、この程度の料金引上げは妥当である旨述べられて、原案に賛成せられました。

次いで、原案採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決、次いで吉田委員提出の附帯決議案を上程、その賛否を諮りましたところ、これまた全会一致をもつて可決を見た次第であります。

以上をもつて報告いたします。

(拍手)

○議長(藤原次郎君) 採決いたしました

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議第二十四号 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議第二十四号

農産物検査法の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第三、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林委員会理事福田喜東君。

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律

農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第三、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林委員会理事福田喜東君。

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律

農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第三、農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。農林委員会理事福田喜東君。

農産物検査法の一部を改正する法律案

農産物検査法の一部を改正する法律

農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三 農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林大臣は、農産物検査印紙の売さばき人に対し、第一項の規定により委託した農産物検査印紙の売さばき業務の取扱につき、省令の定めるところにより、売さばき手数料を支払う。

第四 農産物検査印紙の売さばき人の選定に關し必要な事項は、省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項但書「保険料を納付するときは、」を「保険料を納付するときは、及び農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第十一條第一項の規定により手数料を納付するときは、」に、同条第二項中「及び日雇労働者健康保険法第三十一條第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙を、日雇労働者健康保険法第三十一條第二項に規定する日雇労働者健康保険印紙及び農産物検査法第十一條第一項に規定する農産物検査印紙」に改める。

第三條第一項中「指定する郵便局において、」の下に「農産物検査印紙は、食糧事務所又は農産物検査印紙売さばき所において、」を加え、同条第二項中「郵政大臣が、」の下に「農産物検査印紙の売さばきの管理及び手続に關する事項は、農林大臣が、」を加える。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十九号の次に次の一

号を加える。

四十九の二 農産物検査印紙を製造し、発行し、及び売さばきすること。

第四十六條中「第四十九号」を「第四十九号の二」に改める。

第四十八條第五号の次に次の一号を加える。

五の二 農産物検査印紙の製造、発行及び売さばきに關すること。

農産物検査法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔福田喜東君登壇〕

○福田喜東君 ただいま議題と相なりしました。内閣提出、農産物検査法の一部を改正する法律案につき、農林委員の概要を御報告いたします。

現行農産物検査法は、農産物の公正かつ円滑な取引と、その品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に資する目的をもちまして、去る第十国会において成立を見たものであります。爾來三回にわた

り一部改正を行い、もつて本法運用の適正化をはかつて来たのであります。が、政府は今般に検査手数料の納付を容易にし、受検者の利便に資するため、従来検査手数料は収入印紙をもつて納付いたしておりましたのを、新たに農林大臣が発行する特定の農産物検査印紙をもつてかき出すことに、これによりあわせて手数料収入の確保、取引の公正等を期することとし、このため関係法令に所要の改正を施す目的をもちまして、ここに本法案を提出したのであります。

本法案は、去る二月二十三日委員会付託となり三月三日政府より提案理由の説明を閣議の上審議に付しました。この審議におきまして、自由党福田委員、社会党足尾、芳賀岡委員、同川俣委員の各委員から活発な御発言がありました。すなわち、政府側の質疑を通じて、農産物検査印紙の売さばきは主として農業者同組合に行はせ、その売さばき手数料は売渡し月額の百分の三とすること、またこの検査印紙を捺印の上検査済品の包装に封緘することによつて不正行為の間の防止になること等が明らかにせられました。また、農林物資規格法と本法との関係、穀物検査協会の性格及びその業務内容等にも言及されたのであります。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

次いで、十九日をもちまして質疑を終了いたしましたので、討論を省略、採決を行いましたところ、全会一致をもちまして政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次いで、労資委員より附帯決議を付したいとの動議が提出せられました。附帯決議は次の通りであります。朗讀いたします。

一、農産物検査印紙の売捌手数料は、省令案によれば、その売渡月額の百分の三とあるも、農業者同組合等の取扱上の負担を考慮し、収入印紙の売捌手数料との均衡を失せざるよう、その最高率を引上げることを。

二、穀物検査協会の構成、検定員の職務権限等について、必要に應じ法的措置を講ずると共に、所要経費の額及び支払方法等について、政府より実費の直接払いを行う

等、これを明確ならしむるよう再検討を加えること。

採決の結果、これまた全員の賛成をもつて可決された次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

○議長(堤康次郎君) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。電気通信委員長成田知巳君。

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は、ラジオにおいては六十七円(三箇月につき二〇〇円)、テレビジョンにおいては三〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て各項目において、彼此流用することができる。但し、給与については、他の項と彼此流用することができない。

2 前項本文の規定にかかわらずラジオとテレビジョンとの間においては、彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の場合に限り、予算の残額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第七条 収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経て借入金金の返還、減価償却費の補てん又は設備の改善に充てることができる。但し、収入の増加が業務量の増加に伴う場合は、その増加額は業務量の増加に関係ある各項に充てて使用することができる。

2 前項本文に定めるもののほか、職員の数率向上による企業経営の改善によつて収入が予算額に比し

増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は予備金に繰り入れ、経営委員会の議決を経てその一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前年度の決算において収支剰余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剰余金に計上し、経営委員会の議決を経て借入金金の返還又は設備の改善に充てることができる。但し、収支欠損金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支欠損金に計上し、本予算中事業収支を差し繰り補てんしなければならぬ。

第九条 本予算中資本収入において予定する放送債券は長期借入金

に、また長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加したときは、その増加額はそれぞれ国際放送並びに選挙放送に関係ある各項に充てて使用することができる。

第十一条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があつたときは、その金額は関係ある各項に充てて使用することができる。

第十二条 駐留軍の放送業務に対する契約金の収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は業務に關係ある各項に充てて使用することができる。

昭和二十九年年度収支予算書

款		項		予算額(單位千円)
前期繰越収支剰余金	(ラジオ)			〇
取	(テレビジョン)			〇
資本収入	(ラジオ)	放送借入金	七、〇〇〇	一、一、四四五、五〇二
事業収入		長期借入金	五、四三三、〇〇〇	一、〇〇、二二五、〇〇二
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	六二〇、〇〇〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金	一、〇〇、二二五、〇〇二	〇
		売却固定資産代金	七、〇〇〇	〇
		減価償却引当金	五、四三三、〇〇〇	〇
		放送債券償還積立金	七、〇〇〇	〇
		雑収入	九、四〇二、五〇二	〇
		受払材料	九、二六七、〇〇〇	〇
		交付金収入	五五、一三五	〇
		雑収入	八〇、三六七	〇
資本収入	(テレビジョン)	放送借入金	一、一、三三三、〇〇〇	〇
		長期借入金		

事業収入	売却固定資産代金 減価償却引当金 放送債券償還積立金 展入	九五、〇〇〇
受信料	一五六、〇〇〇	〇
雑収入	一五五、三七〇	〇
	六三〇	〇
	一一、二四五、五〇二	〇
	一〇、〇三三、五〇〇	〇
	一、〇〇七、六〇〇	〇
	五五〇、〇〇〇	〇
	二〇〇、六〇〇	〇
	二五七、〇〇〇	〇
	八、七六四、九〇二	〇
	二、七八一、二二三	〇
	三、一四一、二四一	〇
	七七〇、二九六	〇
	一、〇五〇、二九二	〇
	六七、五九九	〇
	一五〇、〇九一	〇
	五四三、〇〇〇	〇
	二六、一二七	〇
	一、一三三、〇〇〇	〇
	四九七、〇〇〇	〇
	一五七、〇〇〇	〇
	四〇、〇〇〇	〇
	三〇〇、〇〇〇	〇
	七〇六、〇〇〇	〇
	八、一七二、六〇〇	〇
	三六四、五四〇	〇
	二、〇六七	〇
	二、一六七	〇
	九七、〇〇〇	〇
	二、一〇〇	〇
事業支出	建設費 投資有価証券 放送債券償還積立金 繰入	
諸返還金	減価償却費	
放送	技術研究費	
業務送与	国際放送費	
業務送与	管理費	
業務送与	業務費	
業務送与	放送費	
業務送与	減価償却費	
業務送与	諸返還金	
業務送与	建設費	
業務送与	投資有価証券	
業務送与	放送債券償還積立金	
業務送与	繰入	
業務送与	諸返還金	
業務送与	放送	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与	業務送与	
業務送与		

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議録第二十四号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

予備金
後期繰越収支剰余金
(ラジオ)
(テレビジョン)

一〇〇,〇〇〇
〇〇,〇〇〇

一 昭和二十九年度事業計画

昭和二十九年年度における日本放送協会の事業運営については、公共放送の使命達成を期するため

1 ラジオについては、地域別放送の充実及び相談業務の充実によるサービスの向上に重点を置くとともに、諸経費の節減に留意して、業務の合理的運営につとめる。

放送番組の編集については、特に教育及び産業放送、地域的社會生活に直結する放送、並びに文化の向上を目的とする高度の芸術的及び教養的放送の充実を図る。

2 テレビジョンについては、東京、大阪及び名古屋の施設及び放送番組の充実を図るとともに、広島、福岡及び仙台の建設を行う。

放送番組の編集については、その社会的影響に留意し、教育、報道及び健全明朗な娯楽放送に重点を置く。

3 技術研究については、放送技術の基礎的並びに実用的研究を積極的に行い、特に受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びテレビジョンの研究に努め、わが国技術水準の向上に資する。

放送文化研究については、世

論調査並びに放送番組の研究を積極的に行い、放送文化の進歩発達を図る。

4 国際放送については、広くわが国の国情を紹介して、諸外国の理解を深めるとともに、文化の交流を図つて国際親善に寄与するため送信方向一二方向をもつて内容の充実につとめる。

二 建設計画

(ラジオ)

昭和二十九年年度における建設計画は、老朽設備の改良及び取替並びに技術研究施設等の整備を行うこととし、総額五億五、〇〇〇万円をもつて施行する。

内訳

1 放送施設の改善
放送装置、音声調整装置、空中線装置、録音中継機及び演奏所等の改善整備に二億七、四七〇万円である。

2 技術研究施設の整備
無線、電子管、音響及びテレビジョン等の研究用施設並びに短波中継試験及び各種調査試験用施設の整備に七、〇〇〇万円である。

3 局舎及び一般施設の改善
老朽局舎設備の改善その他一般事務用機器の整備に一億五、六五〇万円である。

4 建設要員

建設工事に従事するものの定員を一三二人とし、これに要する給与その他の経費四、八八〇万円である。

(テレビジョン)

昭和二十九年年度における建設計画は、東京、大阪及び名古屋の整備改善、広島、福岡及び仙台の建設並びに今後の放送局建設のための調査を行うこととし、総額一億五、七〇〇万円をもつて施行する。

内訳

1 放送施設の改善
東京、大阪及び名古屋の放送施設の整備改善に一億二、四〇〇万円である。

2 放送施設の建設
広島、福岡及び仙台の建設に四、一五〇万円である。

3 建設調査
今後の放送局建設のための調査その他に一〇〇万円である。

4 建設要員
建設工事に従事するものの定員を三〇人とし、これに要する給与その他の経費一、一〇〇万円である。

三 事業運営計画

(ラジオ)

1 要員及び給与
定員としては、国内放送要員八、三三九人、国際放送要員五、八八人、駐留軍放送要員一八人、総員八、三二二人であり、これに対する給与の総額は二七億八、二二二万三千円である。

2 国内放送

イ 放送四條

(1) 放送番組については、放送時間の増加及び内容の充実により、前年度一億三、四〇〇万円に対し九億三、九三〇万七千円の増額となり、総額二億八、〇三三万七千円である。即ち、番組の編成に四億七、一三三万、番組の実施に一億五、一九一、千円、番組の資料整備に二億七、三八一、千円及び番組の調査研究その他に一億四、五二九、千円である。

(2) 放送施設の保守運用については、一般補修費の値上りその他により、前年度二億九、二六九万一千円に対し四、六六六万二千円の増額となり、総額三億三、九四五万三千円である。

(3) 通信施設関係については、専用料金の値上り等により、前年度三億四、四八八万九千円に対し一億六、五三二万一千円の増額となり、総額五億九、九二〇万四千円である。

以上により、放送費総額は前年度一億九、八二八万四千円に対し一億五、一三二万の増額となり、三億二、九五九万四千円である。

ロ 業務関係

業務関係については、故障受信機の修理相談、雑音障害の防止等により、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納を図る。このため前年度四億四、九九〇万六千円に対し三億二、〇三九万の増額となり、総額七億七、〇二九万六千円である。即ち、普及及び受信改善関係に一億九、四〇一、八千円、契約及び収納関係に五億七、六二七万八千円である。

ハ 管理関係

管理関係については、業務の合理化により極力経費の節減につとめるが、電話料金、一般資料その他の値上り及び社會保険料の増額等により、前年度七億七、〇九〇万四千円に対し二億六、五八六万九千円の増額となり、総額一億〇、三六六万九千円である。即ち、一般管理経費に二億四、八八六万四千円、倉庫の維持管理に一億九、二七三万七千円、職員の厚生保健に三億、五二一、一五五万七千円その他に二億八、〇〇六万二千円である。

ニ 技術研究関係

技術研究関係については、受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響、テレビジョンその他の研究並びに各種技術調査のため前年度八、六〇九万七千円に対し六、三九四万四千円を増額し、総額一億五、〇〇九万一千円である。

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議録第二十四号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

ホ 減価償却費

減価償却費については、過年度における償却不足分に対する特別償却及び資産再評価法の適用による資産の再評価の実施等により、前年度二億八、五二九万九千円に対し二億四、七七〇万九千円の増額となり、総額五億三、三〇〇万四千円である。

ヘ 関連経費

未収受領料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額二億六、一二七万四千円である。

3 国際放送

国際放送については、従来の送信方向一〇方向、送信時間一日一〇時間を、一二方向一日二時間とするともに、使用器具については極力相当国語を採用することとし、前年度六、〇一一万二千円に対し九、〇三万四千円の増額となり、六、九一四万六千円である。

4 選挙放送

選挙放送については、衆議院議員その他の補欠選挙放送経費として一、一六六万四千円である。

5 駐留軍関係放送

駐留軍関係放送業務の経費は三、三三十一万一千円である。

6 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため二億五、〇〇〇万円を見込む。

(テレビジョン)

イ 要員及び給与

定員としては、前年度一八八人に対し放送時間の増加により、現要員五九人を増員し、総員二四七人であり、これに対する給与の総額は八、一七二万六千円である。

ロ 放送関係

(1) 放送番組については、放送時間を一日六時間とし、前年度一億四、二六四万五千円に対し一億一、三〇九万五千円の増額となり、総額二億五、五七四万四千円である。即ち、番組の構成に五、六二九万八千円、番組の実施に九、六五二万一千円、番組の資料整備に四、八九〇万五千円及び番組用映画の製作その他に五、四〇一六千円である。

(2) 技術関係については、放送時間の増加、補修資料その他の増上により、前年度三、七八八万四千円に対し二、四九二万四千円の増額となり、総額六、二八〇万四千円である。

(3) 通信施設関係については、専用料金の値上り等により、前年度六、〇二万四千円に対し三、九九七万六千円の増額となり、総額四、六〇〇万四千円である。

以上により、放送費総額は前年度一億八、六五四万九千円に対し一億七、七九万九千円の増額となり、三億六、四五四万四千円である。

ハ 業務関係

業務関係については、極力受信者の維持増加につとめるとともに受信料の確実な収納を図る。このため前年度六二一萬八千円に対し一、四三九萬九千円の増額となり、総額二、〇六一万七千円である。

ニ 管理関係

管理関係については、業務の合理化により極力経費の節減につとめるが、電話料金、一般資料その他の値上り、定員の増加及び社会保険料の増額等により、前年度一、〇四万五千円に対し一、〇六六万三千円の増額となり、総額二、一一一七千円である。即ち、一般管理経費に四九六万九千円、全員の維持管理に三六五万四千円、職員厚生保健に八七七千円及び退職手当その他に三三二万三千円である。

ホ 減価償却費

減価償却費については、過年度における償却不足分に対する特別償却及び資産再評価法の適用による資産の再評価の実施等により、前年度二、三三〇万四千円に対し七、四〇〇万円の増額となり、総額九、七三〇万四千円である。

ヘ 関連経費

未収受領料欠損償却、放送

債券発行差金償却、支払利息及び雑損の必要額は総額一億二、一〇〇万四千円である。

ト 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため二、〇〇〇万円を見込む。

四 受信契約者数

(ラジオ)

1 有料契約者見込数

区分	昭和二十九年	昭和二十八年	増減
年度初頭契約者数	11,100,000	10,000,000	1,100,000
年度内新規契約者数	1,000,000	1,100,000	100,000
年度内廃止契約者数	200,000	200,000	0
年度内増加契約者数	800,000	900,000	100,000

2 受信料免除者見込数

区分	昭和二十九年	昭和二十八年	増減
年度初頭免除者数	1,000,000	1,100,000	100,000
年度内新規免除者数	1,000,000	1,100,000	100,000
年度内廃止免除者数	1,000,000	1,000,000	0
年度内増加免除者数	1,000,000	1,100,000	100,000

(テレビジョン)

1 有料契約者見込数

区分	昭和二十九年	昭和二十八年	増減
年度初頭契約者数	11,000,000	11,000,000	0
年度内新規契約者数	1,000,000	1,000,000	0
年度内廃止契約者数	1,000,000	1,000,000	0
年度内増加契約者数	1,000,000	1,000,000	0

2 受信料免除者見込数

区分	昭和二十九年	昭和二十八年	増減
年度初頭免除者数	100,000	100,000	0
年度内新規免除者数	100,000	100,000	0
年度内廃止免除者数	100,000	100,000	0
年度内増加免除者数	100,000	100,000	0

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議第二十四号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

昭和二十九年資金計画
一 概要

1 本資金計画は、昭和二十九年
度収支予算並びに事業計画に基
き、本年度中における資金の
実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は

ラジオ関係については、年度
初頭受領契約者数一、二〇万
人、年度内新規契約者数一三〇
万人、廃止契約者数七〇万人、
受信料月額六十七円(三箇月につ
き二二〇円)をもつて算定した
受信料収入予算九、二億六、七
〇万円から、その中の収納不能に
よる欠損見越額三、一五〇万円
を控除した受信料収納額九、二
億三、五五〇万円、国際放送関係
交付金五、五〇〇万円、選挙放
送関係交付金一三万五千円、駐
留軍関係放送役務収入、受入利
息、巡回施設等の雑収入八、〇
二六万七千円、固定資産売却代
金七〇〇万円、放送債券償還額
立金からの戻入額七、〇〇〇万
円、その他の収入五、二〇〇万
円をあわせて九五億二千万と予
定した。

テレビジョン関係については、

年度初頭受領契約者数一四、
七〇〇人、年度内新規契約者数
五万五、五〇〇人、廃止契約者
数三、五〇〇人、受信料月額三
〇〇円をもつて算定した受信料
収入予算一億五、五三七万四千
円、その中の収納不能による欠
損見越額五〇〇万円を控除した受
信料収納額一億五、四八七万
円、放送債券四億四千万による

入金額三億九、四〇〇万円、長
期借入金五億七、〇〇〇万円、
受入利息その他の雑収入六三万
円をあわせて一一億一、九五〇
万円と予定した。

これにより、入金総額はラジ
オ、テレビジョンあわせて一〇
六億一、九五〇万二千円であ
る。

3 本年度の出金額は

ラジオ関係については、事業
経費七、九億六、〇六三万二千
円、放送設備建設改修費五億
五、〇〇〇万円、放送債券返済
金七、〇〇〇万円、長期借入金
返済金一億八、七〇〇万円、放
送債券返済法定積立金二億六、
〇〇〇万円、予備金二億五、〇〇〇万
円、放送債券利息、長期借入金
利息その他二億六、八五七万円
合計九億四億八、六八〇万二千円
と予定した。

テレビジョン関係については

は、事業経費四億八、八〇〇万
円、放送設備建設改修費一億
五、七〇〇万円、長期借入金返
済金三億円、放送債券返済法定
積立金四、〇〇〇万円、予備金
二、〇〇〇万円、放送債券利息、
長期借入金利息その他一億三、
三三〇万円、合計一億三、八
三〇万円と予定した。

4 資金の需要及びこれに対する

イ 放送債券の発行及び長期借
入金の借入については、放送
債券は起債市場の情勢と建設
計画の進捗状態とを勘案し
て、各回一億円ずつ年度内四
回の発行を予定し、長期借入
金の借入については、資金需
要に対応する額を借り入れる
ものと予定したが、情勢によ
つては放送債券を長期借入金
に、又は長期借入金を放送債
券にかえて資金需要を満たす
こととなる。

ロ 長期借入金の返済について
は、ラジオ関係においては本
年度返済期にあたる一億八、
七〇〇万円の返済を行うこと
とし、第一・四半期六、〇〇〇
万円、第二・四半期六、七〇〇
万円、第三・四半期三、〇〇〇
万円、第四・四半期三、〇〇〇
万円の返済を予定し、テレビ
ジョン関係においては毎四半
期七、五〇〇万円、総額三億
円の放送債券への返済返済を
予定した。

これにより、借入金の年度
末残高は、ラジオについては
前年度よりの持越額三億六、
七〇〇万円に対し、前記一億
八、七〇〇万円を返済するこ
とにより一億八、〇〇〇万円
と見込まれ、またテレビジ
ョンについては前年度よりの持
越額八億七、六七〇万円に対
し、前記三億円を返済し、新
たに五億七、〇〇〇万円を借

二 資金計画表

り入れることにより一一億
四、六七〇万円と見込まれ
る。

5 年度途中における一時的な資
金のひつ迫に対しては、短期借
入金によることとする。

項目	期間				合計
	第一・ 四半期	第二・ 四半期	第三・ 四半期	第四・ 四半期	
一 前期繰越金	八、二〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇	三二、八〇〇
二 収入	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	三六、〇六六、八〇〇
(ラジオ)	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	三六、〇六六、八〇〇
受領料	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	九、二六六、七〇〇	三六、〇六六、八〇〇
交付金収入	五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	二二、〇〇〇
雑収入	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
固定資産売却	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	二、八〇〇
代金	八、〇二六、七〇〇	八、〇二六、七〇〇	八、〇二六、七〇〇	八、〇二六、七〇〇	三二、一〇六、八〇〇
放送債券返済	一、八七〇	一、八七〇	一、八七〇	一、八七〇	七、四八〇
金戻入	一、八七〇	一、八七〇	一、八七〇	一、八七〇	七、四八〇
その他の収入	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇
(テレビジョン)	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇
受領料	一、五三七、四八七	一、五三七、四八七	一、五三七、四八七	一、五三七、四八七	六、一四一、九〇〇
放送債券	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	一三、三二〇
長期借入金	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	七、二〇〇
雑収入	一、五三七、四八七	一、五三七、四八七	一、五三七、四八七	一、五三七、四八七	六、一四一、九〇〇
支出	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	七、二〇〇
(ラジオ)	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	七、二〇〇
事業経費	七、九六六、〇六三	七、九六六、〇六三	七、九六六、〇六三	七、九六六、〇六三	三一、八六四、二一二
放送設備建設	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
改修費	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	六、二八〇
放送債券返済	一、八七〇	一、八七〇	一、八七〇	一、八七〇	七、四八〇
長期借入金返	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	三〇、〇〇〇
済	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	三〇、〇〇〇
法定積立金	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	一六、〇〇〇
予備金	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	八、〇〇〇
その他の支出	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	三二、〇〇〇
(テレビジョン)	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	三二、〇〇〇
事業経費	四、八八七	四、八八七	四、八八七	四、八八七	一九、五五〇
放送設備建設	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
改修費	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	一、五七〇	六、二八〇

長期借入金返	法定積立金	予備金	その他の支出	後期繰越金
計 0	計 0	計 0	計 0	計 0
前年度繰越金	前年度繰越金	前年度繰越金	前年度繰越金	前年度繰越金
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000

日本放送協会昭和二十九年年度事業計画、収支予算及び資金計画に對する意見書

昭和二十九年三月 郵政大臣

意見書
日本放送協会昭和二十九年年度事業計画、収支予算及び資金計画に對し検討した結果次のとおり意見を附する。

一 事業計画

昭和二十九年における日本放送協会の事業計画は、その主眼を、ラジオについては地域別放送の充実、相談業務の充実によるサービスの向上及び放送番組の充実、テレビジョンについては東京、大阪及び名古屋の施設並びに放送番組の充実、広島、福岡及び仙台における放送局の建設、技術研究については受信機の改善並びに電子

二十八年年度

二十九年年度

増

ラジオ

収入 七億四、七一九万四千円 一〇億二、二五〇万二千円 二億七、五三〇万八千円

テレビジョン

収入 六億三、四五〇万円 一億二、一三〇万円 五億八、八五〇万円

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議第二十四号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めの件

管、音響及びテレビジョンの研究、放送文化研究については世論調査及び放送番組の研究に置いて

テレビジョンについては、東京、大阪及び名古屋の施設並びに放送番組の充実を図るとともに、広島、福岡及び仙台の建設に着手することとしているが、これは、テレビジョン放送開始後間もないので逐次施設の整備改善と放送番組の充実を行おうとするものであり、また、広島、福岡及び仙台に放送局を建設する計画は、テレビジョン放送中継施設の建設計画を考慮しつつ、可及的すみやかに全国にテレビジョンを普及させようとする計画の一つである。以上それぞれ計画を検討するに、協会の目的、公衆の要望等からみて、方針としては妥当なものであると認められる。

これを、概括的にみるに、第一に、ラジオとテレビジョンの経理の区分を明確にすることに考慮が払われており、これは、受信料の対象となる放送種類の相違に基くものであつて、妥当なものと認められる。第二に、ラジオ及びテレビジョンの区分内における各事項の彼此流用を認めている。これは事業を円滑に運営する上において当然の規定であると思われる。しかしながら、この規定が実際に発動せられる場合においては、本予算が国会の承認を経て決定せられる事実にかんがみ、真に必要なを得ざる場合に限定すべきことももちろんであつて、いやくも放漫に流るることと認められる。第三に、従来は、収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は予備金に繰り入れ、設備の改善、借入金金の返還、減価償却費の補てんに充てることができることとしていたが、今回新たに、これらと並んでいわゆる業績賞与の制度を採用している。

元来公共企業体である協会は、その事業を運営するに當つては、獨意企業経営の改善を図ることによつて能率を向上し、もつてあたう限りの増収を期するとともに、冗費を節約し極力経費の節減に努むべきことは当然のことであると考へられる。

これらの予定以上の増収額及び節約額が生じた場合、職員に能率向上により直接利益せられたと認められる分については、その一部を職員に對して特別の給与として支給しようとするものであつて、この制度は他の公共企業体においても採用しているところである。ただ、これが実施に當つては、協会の施設の現状、借入金金の状況等を彼此十分検討し、いやくも當を失ふことのないよう慎重な考慮を払ふことが望ましい。

予算書においては、次のとおり収入、支出の総額を予定している。

1 支出

支出は、資本支出と事業支出に大別されるが、これをラジオ、テレビジョンに分けて検討すれば次のとおりである。

(1) ラジオ

資本支出を前年度と比較してみると次のとおりである。

二十八年年度 一〇億七、六〇〇万円

二十九年年度 三億二、四〇〇万円

これは、その大部分が放送設備の改善整備に充當される計画であつて、二十八年年度に比し三億二、四〇〇万円の減額が見込まれている。

事業支出については、前年度に比し次のとおり二億九、九三〇万八千円の増が見込まれている。

予備金

一、〇〇〇万円 二、〇〇〇万円 一、〇〇〇万円

右の支出増を見込まざるを得ない理由は、ラジオと同様に物価の値上り、業務量の増、出演料等の値上り等によるものであつてやむを得ないものと認められる。

定員については、二四七名を計上し、前年度に比し、五九名の増員を見込んでゐるが、これは放送時間の延長に伴う必要要員でありやむを得ないものと認められる。

2 収入

収入は、資本収入と事業収入とに分れる。

資本収入のうち、テレビジョン関係の放送債券四億円、長期借入金五億七、〇〇〇万円は、協会の財力増強及び従来の実績からみては必要資金と見込を考へられる。

事業収入は、ラジオ関係九億四、二五〇万二千円であり、そのほとんどが受信料収入である。受信料収入は、年度初頭の有料受信契約者数を一、二〇万とし、年度内の受信契約者の増六〇万を見込み、受信料月額六千七百円(三箇月につき二〇〇円)で算出しているが、これは過去の受信契約者の増加状況からみて、ほぼ妥当な見込みであると思はれる。しかしながら、新規契約者の開拓及び既契約者の維持に必要の努力を払い、あたう限りの増収を図ることが望ましい。

また、テレビジョン関係は一億五、六〇〇万円であつて、そのほとんどが受信料収入である。受信料収入は、年度初頭の有料受信契約者数を二、四七〇とし、年度内の受信契約者の増加を東京二五、一〇〇、大阪一九、九〇〇、名古屋七、〇〇〇と見込み受信料月額三、〇〇〇円で算出してゐる。なお、受信料をきんきん二箇年の間において二、〇〇〇円から三、〇〇〇円に改訂することは、前述のとおり各種経費のやむを得ざる増加支出によることと、テレビジョン放送がわが国における初めての事業であり、したがつて受信者数の正確な推定が困難であつたため、協会において当初予想したほど受信者の数が得られなかつたことによるものであつてやむを得ないものと認められる。

三 資金計画

資金計画は、事業計画に基いて、年度中における資金の出入に關する計画を記載しているが、協会の受信料の収納状況、事業の運営状況、建設改修工事の計画等からみて妥当なものと認められる。

において万やむを得ないものと認められる。

四 結論

本事業計画、収支予算及び資金計画においては、受信料を前年度に比しラジオについては月額六千七百円(三箇月につき二〇〇円)、テレビジョンについては月額三、〇〇〇円に改訂することとし、これに基き計画されている。

おもに日本放送協会の使命は、国民の要望にそつて優秀な番組を全国あまねく容易に受信できるようにすることと、しかも、これをできる限り低廉な受信料負担で可能ならしめることに存するものと解せられる。

今回の受信料増額は、政府の一般の物価政策の見地からは望ましくないものではあるが、日本放送協会の果たすべき任務を達成する上

に、全職員はあけてその能率の向上を図り、冗費の節減を勵行し、業務の簡素化合理化を行うことによつて企業能率の増進を期し、真に公共放送としての実をあげ、もつて、国民の負担にこたへることを強く要するものである。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるとの件に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔成田知巳君登壇〕

○成田知巳君 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるとの件に關し、電氣通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本議案は、日本放送協会の昭和二十九年度収支予算、事業計画及び資金計画につきましては国会の承認を求めるとの件であります。

議案の内容につき大要を御説明申し上げますと、日本放送協会の昭和二十九年年度予算総額は収入支出の、前年度の約二六%増しの百十二億四千五百万円でありまして、そのうち事業

収入、事業支出を対照いたしますと、ラジオ関係では六億三千七百四十余の収入超過となり、その大部分が建設費等の資本支出にまわされ、テレビジョン関係では五億五千万円の支出超過となり、これは放送債券、長期借入金等の資本収入でまかなはれることになるのであります。ラジオ関係とテレビジョン関係とは、その経理を厳に区別することになつております。

申すまでもなく、日本放送協会の事業収入は、民間放送が広告料によるものと異なりまして、その大部分は受信料収入であります。しこうして、これは御承知の通り、放送法第三十七條第四項の規定により、国会が毎事業年度の収支予算を承認することによつて受信料の月額がきまるのであります。昭和二十九年の受信料収入につきましては、受信料額をラジオでは従前の月額五十四円、三箇月二百五十円を、月額六十七円、三箇月二百円に改訂し、テレビジョンでは従前の月額二百円を三百円に改訂せんとするものであります。

事業支出につきましては、増額のおもなるものを見ますと、まず職員の基準賃金であります。これは、職員の学歴構成上、国家公務員の現行ベース一万五千四百八十三円と直接比較はできませんが、月額平均二十八年度の一万五千八百四十七円を約一六%引上げて二万八千三百八十二円とする場合の増加経費が計上されております。その他には、放送時間の増加及び内容の充実によるラジオ番組費約七〇%の増加、電話専用料金の値上げ等に伴う通信施設費約五八%の増加があります。次に、事業計画といたしましては、ラジオ関係においては、特に教育及び産業放送、地域的社會生活に直結する放送並びに文化の向上を目的とする芸術的及び教養的放送の充実をはかることと、受信機の修理、障害障害の防止等相關業務の充実によるサービスの向上をはかることに重点を置き、テレビジョン関係におきましては、東京、大阪及び名古屋の既設設備の整備改善並びに広島、福岡及び仙台の建設及び今後建設するものための調査を行うことを計画しております。

本件に關する委員会の審議の詳細は会誌によつて御承知願ふことといた

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議録第二十四号 放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるとの件

しまして、ここでは特に論議の中心となつた数点について申し添へるにとどめたいと存じます。

すなわち、論議の第一は、ラジオ受信料の改訂決定に至るまでの経緯に關するものであります。これにつきまして、当初、日本放送協会においては、予定の事業計画遂行の必要をはかつて月額七十五円案を立てたのでありますが、低物価政策の堅持を要する現下の情勢にかんがみ、これを七十円として、さらに六十七円に改めるに至つたものであります。この間に至つて、あるいは郵政当局の同意を伺ひ、あるいはその示唆を受ける等、折衝、往復のため往時日を費し、そのため議院の国会提出の遅延を來した事情もほほ明らかになつたのであります。

その二は、日本放送協会の収支予算等に対する国会の修正権の有無に關する疑義でありまして、放送法第三十七條の規定の解釈をめぐつて委員会が詳細論議せられたのであります。本問題については、政府側は修正権なしという見解を表明したのでありますが、現行法の解釈としても、むしろ反対に解釈されるべきであるとの意見が強く、この問題は修正権を行使する上にかないかという国会自体の意思によつて決定されるべきであるという結論に到達したものであります。

当支給の可能性は予想されるが、新局の設置、既設局の増力、二重放送化等の計画は、たとひ経営の合理化、経費の節減に努めても一切繰延べのほかにいとするのであります。これに對しては、公共放送の全国的普及をはかるべき協会の使命にかんがみ、はなはだ遺憾であり、経費の支出を重点化する等予算内操作によつて善処すべきである旨を強く要望せられたのであります。

問題の第四は、放送番組の編集の自由、特にその政治的公平の問題をめぐつてであります。これにつきましては、塚田郵政大臣の大阪における記者会見の発言内容、MSA協定についての街頭演説における小淵外務政務次官の一方的登場、放送討論会における録音の編成が放送等の最近における具體的事例が指摘され、郵政当局並びに協会が事者との間に質疑応答が重ねられたのであります。その結果として、放送番組の編集に關する影響の大きなものにかんがみ、時の政治権力による干渉圧迫は、放送法に規定された放送番組編集の自由の原則から、一切これを排除しなければならぬことが強調せられたのであります。かくして、委員会は本日質疑を打ち切り、ただちに討論に入つたのであります。討論に際し、自由党を代表して橋本登美三郎君、改進黨を代表して小泉純也君、日本社会党を代表して原茂君及び日本社会党を代表して松井政吉君より強い希望条件が付けられ、それぞれ本議案に承認を要するに賛成の意見が述べられたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、全会一致をもつて本議案はこれに承認を要すべきものと議決した次第であります。

なお、委員会は、委員橋本登美三郎君の動議により、本件審議の過程における論議の動向に照し、この際政府及び日本放送協会の注意を喚起する必要があると認め、次のごとく全会一致をもつて附帯決議を行つたのであります。

附帯決議
政府並びに日本放送協会当局は、左の各項に掲げる事項の達成に努むべきである。

一、放送法第四十四条に規定する番組編集の基準により、政治的公平を堅持すること。

二、放送法第七条の趣旨に則り、全国普及並びに離島地域の解消のため、置局、増力、教養放送の拡充に努めること。

三、経営合理化、経費の節減を図り、老朽設備の補修改善及び従業員への待遇向上に努めること。

四、生活保護法による被保護者に対し、受信料免除の措置を行うこと。

五、恩給法による不具養疾者（特別項症より第七項症）に対し、受信料半額免除の処置を講ずること。

以上でございます。

これをもちつて御報告を終わります。

（拍手）

○議長（橋本登美三郎君）採決いたしました。本件を委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

（異議なしと叫ぶ者あり）

○議長（橋本登美三郎君）御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

国際的供給不足物資等の供給調整に關する臨時措置に關する法律案（内閣提出）

○荒瀬清十郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、輸出供給物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律案の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（橋本登美三郎君）荒瀬君の動議に御異議ありませんか。

（異議なしと叫ぶ者あり）

○議長（橋本登美三郎君）御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、輸出供給物資等の需給調整に關する臨時措置に關する法律案の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長大西親夫君。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「及び森林組合連合会等、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総稱する。）に改め、同条に次の一項を加える。

4 この法律において「小企業」とは、左に掲げるものをいふ。

一 資本の額又は出資の総額が五十万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人）以下の会社及び個人であつて、特定事業を行うもの。

二 出資の総額が五十万円以下の組合であつて、特定事業を行うもの。

三 構成員の三分の二以上が第一号に掲げる者である組合。

四 商業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員数が五人以下のもの（前三号に掲げるものを除く）。

第三条第一項中「附帯金の額から当該附帯金に依る契約に基いて既に受け入れた附帯金の額を控除した残額」を「当該附帯金に依る契約に基いて給付後において受け入れられるべき掛金の額」に改める。

第九条の二第一項を次のように改める。

政府は、會計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が中小企業者の金融機関からの借入（手形の割引又は給付を受けることを含む。以下同じ）による債務の保証をしたことを政府に通知することにより、保険金額の保険価額に對する割合が百分の六十である保険（以下「普通保証保険」といふ。）及びその割合が百分の八十である保険（以下「小口保証保険」といふ。）ごとに、保証を証した借入金（手形）の割引の場合には手形金額、給付の場合には当該給付に依る契約に基いて給付後において払い込むべき掛金の額、次項において同じ）の総額がそれぞれ一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該指定法人との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

第九条の二第二項中「（給付の場合）は、掛金の払込」を「（給付の場合）は、掛金の払込」を「（手形の割引の場合）は、手形の割引」に改め、同条第三項中「政府は、この

下に「普通保証保険及び小口保証保険」とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保証保険に係るものは、小口保証の金額は、同条第二項の次に次の一項を加える。

第九條の三「給付の場合には、給付金」を「(手形の割引の場合には手形の割引により融通を受けた資金、給付の場合には給付金)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項の保証関係における保証額は、普通保証保険にあっては、中小企業者一人につき、合計一千万円(その中小企業者が中企業等協同組合、調整組合又は調整組合連合会であるときは、三千万円)を、小口保証保険にあっては、小企業者一人につき、合計一千万円(その小企業者が中小企業等協同組合であるときは、三千万円)をこえてはならない。

第九條の四「給付の場合には、払込」を「(手形の割引の場合には、給付の場合には払込)」に、「給付の場合には、掛金を」を「(手形の割引の場合には、掛金を)」に改め、同条に次の一項を加える。

第九條の五「第一項中「第九條の三」を「第九條の第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

「普通保証保険にあっては百分の六十、小口保証保険にあっては百分の六十、小口保証保険にあっては百分の六十」に改める。

八十」とあるのは「百分の六十」と読み替へるものとする。

この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

第五條の六「保証額」を「第五條の四に規定する金額」に改める。

第九條中「資金について、手形上の権利の行使によりその」を「資金の」に改める。

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

回収した金額又は回収し得べき金額

2 前項第二号の規定の適用に關し、販売期間内に販売されなかつた貨物であつて、販売期間の満了の日から三月以内に積みもどしのため給付されないものにつ

ては、通商産業大臣の承認を受けた場合を除き、前条第一項の費用の額のうち当該貨物の輸出又は販売のために支出した額を回収した金額又は回収し得べき金額とみなす。

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

案 輸出保険法の一部を改正する法律案 衆議院議長 河井 彌八

正する法律案外二件について、当通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略報告申し上げます。

まず最初に、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者に対する貸付及び中小企業者の債務の保証につき政府が保証を行い、これによつて中小企業者の振興をはかることを目的としたもので、昭和二十五年十二月に発布をいたし、今日までに二回にわたつて一部改正を行い、もつて本法の目的達成に努めておるのであります。

その間、本制度の利用状況を見ますと、付保実績は累計いたしまして四万二千六百件、三百三十六億円の利用を見、制度の普及改善とともに、その利用は逐次上昇の一途をたどり、中小企業者の金融難打開に貢献して参つたものであります。しかしながら、現下の経済及び財政金融情勢のもとにおいて、中小企業金融の前途はいよゝ困難の度を加えることが予想されますので、ここに本制度の改善及び対象業種の拡充を行う必要が生じて参つたのであります。

次に、本改正案の要点を申し上げます。第一に、保険契約者たる中小企業者の定義を改正し、新たに消費生活協同組合及び同連合会を加える。第二に、指定法人を相手方とする保証保険において、指定法人が付保し得る債務の保証を手形の割引にも適用できるようにし、保険の領域を拡大してあります。第三に、指定法人が、中小企業者中、資本金五十万円以下の会社、従業員五人以下の会社または個人、その他これに準ずる組合等、特に小規模の企業者の金融機関に対して負担する債務の保

○大西 夫君登壇
ただいま議題と相なり
ました中小企業信用保険法の一部を改

昭和二十九年三月二十三日

衆議院會議第二十四号

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(号外一件)

三三八

証を付保する場合に、保証した債務の額が小企業者一人につき合計十万円、またその小企業者が中小企業等協同組合であるときは合計三十万円を越えないものに限り、保険増補率を普通保険の六〇%に引上ることに引上げることとしたのである。

本改正案は、二月十六日当委員会に付託されたのであります。越えて二月十九日提案の理由を政府委員より聴取し、三月十九日質疑に入つたのであります。

次に、輸出保険法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を申し上げます。

本法案は、昭和二十五年に制定し、本制度を設けて以来今日まで数回の改正を経て、現在五種類の保険を包含する制度に発展し、その利用状況も漸次活発になつて来ておりますが、最近におけるわが国国際収支の推移にかんがみ、今後なお一段と輸出を振興することが必要となつて参つた次第であります。

以上三件の質疑の内容については会談を御参照願います。

調整に關する臨時措置に關する法律の一部を改正する法律案の要旨を申し上げます。

國際的供給不足物資の需給は昨年来一般的に緩和の傾向をたどつておりますが、ニッケル及びモリブデンについては、カナダ及びアメリカ等の主要生産国が依然として輸出の調整を行つておりますので、これらの物資について引き続き需給を調整することが國民經濟の健全な發展をはかる見地より必要であると認められております。

以上三件の質疑の内容については会談を御参照願います。

右御報告申し上げました。(拍子)

○議長(橋本武英) 三案を一括して採決いたします。三案は委員長報告の通り決すに御異議ありませんか。

○議長(橋本武英) 御異議なしと認められます。よつて三案は委員長報告の通り可決いたしました。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(橋本武英) 臨時日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本武英) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(橋本武英) 御異議なしと認められます。よつて日程は追加せられました。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員小林錦君。

附則に次の二項を加える。

12 第四項の規定は、前項の規定による恩給年額の改定について、準用する。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

○議長(橋本武英) 臨時日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(橋本武英) 荒船君の動議に御異議ありませんか。

○議長(橋本武英) 御異議なしと認められます。よつて日程は追加せられました。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

○小林錦君 ただいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案及び犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案の二案につきまして、提案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の要旨を申し上げます。

御承知の如く、執行吏は一般公務員と同様に恩給を受けることになつており、その年額は執行吏の手数料に対する國庫補助率額、すなわち執行吏が一年間に収入した手数料がその額に達しないときは、國庫からその不足額を補給して、これを恩給額とみなし算出することになつております。

この國庫補助率は一万二千八百二十四ベースに於ける十萬八千円となつておるのであります。これを恩給額とみなして算出した恩給年額が支給される必要がありまふ。今回、昭和二十七年十月三十一日以前に生じた執行吏の恩給について一般公務員の例にならんとするものであります。

委員会におきましては、昭和二十七年十月三十一日以前にさかのぼつて新給手ベースで計算するのはいかなる理由であるかの質問がありました。これに対し、政府より、当時物価が上つたが、國の財政事情がこれに伴はず、遅れていたのであるとの答弁がありました。また、執行吏の恩給を一般公務員の恩給法体系に入れたはいかんとこの質問がありました。これに対し、政府より、執行吏の職務については執

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議録第二十四号 臨長の報告

行吏事務規則をつくり、その運営の改善をはかつており、恩給についても調査中である旨の答弁がありました。

かくて、三月二十三日質疑を終了し、討論省略の上採決いたしました結果、全会一致をもつて政府原案通り可決した次第でございます。

次に、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、御食田の二、三、平和委員会

十一條による被拘禁者、すなわち戦犯兼服役者の釈放等に関する事務の完全な処理を目的とするものであります。すなわち、戦争犯罪者の拘禁の赦免、減刑及び仮出所について、法務大臣の所轄のもとに、中央更生保護審査会が、

本人の申請、親族、知人等の願出または刑務所長の申出に基き、外国に対して勧告することとなっております。今回改正の理由は、現在巣鴨において七百八十人、英、蘭、薩の四箇国は、政治犯、米、英、蘭、薩の四箇国は、政治

白が全面移入については多大の賛成を示し、個別の、司法的に処理する意向を有しておりますので、わが国においても、これに即応して、各種の資料を追加し、中央更生保護審査会の調査審理の事務はいよゝ複雑なものとなつて参りますので、この際審査会委員を二

名増員して五名とし、一人で一国を担当して、一日も早く國民の要望する果敢における戦犯服役者の解決に万端憚りなからしめようとするものでございませう。

の団体が相手国に行く場合に、職任釈放に協力するよう依頼すべきではないか、
放に協力するよう依頼した。これに對し
かとの質問がございました。これに對し
して、政府側が、米、英、蘭、澳の諸
國に赴任する大使はもとより、相手國
に行く民間渡航者についても協力を求

めておるとの答弁でございました。また、地方で生保護審査会委員のうちに、保護観察をもつて確定判決の効力は、

を左右する云々」とことを言ひ、ものがありますが、これはきわめて不当ではないかという質問に対し、政府より、かかる誤解はまことに心外であつて、保護観察が確定判決の効力を左右するがごとき効力はないとの答弁がありまし。

かくて、三月二十三日質疑終了、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致をもつて政府原案通り可決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 本案を一括して

採決いたします。岡案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（橋本虎次郎君） 御異議なしと認めます。よつて岡案は委員長報告の通り可決いたしました。

○荒船清十郎君　この際暫時休憩せられんことを望みます。

○議長（堤康次郎君）　荒船君の動議に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堤康次郎君）　御異議なしと認

この際暫時休憩いたしました。
午後六時二十七分休憩
〔休憩後は会議を聞くに至らなかつた〕

出席政府委員	農林大臣 郵政大臣 國務大臣	保利 塚田十一郎君 加藤鐵五郎君	茂君
法務政務次官	通商産業 政務次官	三浦寅之助君 古池 信三君	

朗読を省略した報告
一、昨二十二日内閣から、地方財政平
衡交付金法第七条の規定に基き、昭
和二十九年年度地方団体の収入増出の

一、去る二十日議長において、次の堂員

任委員の辭任を許可した。	人事委員	池田 禎治君	小林 進君
	外務委員	松前 重義君	
	文部委員		
	小林 進君	松田竹千代君	
	池田 禎治君		
	通商産業委員	齋木 重一君	

電氣通信委員	勞働委員	予算委員	庄司 一郎君
			羽田武嗣郎君
			河野 金升君
			武蔵連十郎君
			可賀 一雄君
			富田 健治君
			森 幸太郎君
			中曾根康弘君
			佐竹 晴記君
西尾 末廣君	山村新治郎君		

決算委員	一員	越智	茂君
議院運営委員			
田嶋	好文君	柳田	秀一君
山田	長司君	長	正路君
懲罰委員		小平	忠君
一、去る二十日議院において、次の通			
り常任委員の補欠を指名した。			

人事委員	小林 進君	池田 禎治君	西尾 末廣君
外務委員	文部委員	池田 禎治君	山村新治郎君
小林 進君	池田 禎治君	武藤逯十郎君	松前 重義君
通商産業委員	電気通信委員		

勞働委員	松田竹千代君
予備委員	赤城 宗德君
野田 卯一君	北 吟吉君
岡村利右衛門君	白濱 仁吉君
日井 莊一君	小平 忠君
齋木 重一君	
中村 梅吉君	
大塚委員	田島 好文君

議院運営委員
越智 茂君
淡谷 悠藏君
辻原 弘市君
松井 政吉君

一、昨二十二日内閣委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 鈴木 義男君（理事鈴木 義男君去る十九日委員辞任につきその補欠）

一、昨二十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員	三輪 壽壯君
法務委員	岡田 春夫君
外務委員	三浦寅之助君
農林委員	佐々木盛雄君
通商産業委員	
武蔵運十郎君	川上 貫一君
電気通信委員	松前 重義君
子爵委員	

赤城	宗麿君	岡村利右衛門君
北	吟吉君	野田 卯一君
白井	莊一君	白濱 仁吉君
齋木	重一君	田嶋 好文君
決算委員		
議院運轉委員		
越智	茂君	淡谷 悠藏君

り常任委員の補充を指名した。
昨十二月議長において、次の通
内閣委員 松前 重義君
法務委員 川上 貫一君
外務委員 佐々木盛雄君
農林委員 三浦貢之助君
通商産業委員 岡田 肇夫君
農本 重一君

電氣通信委員	富田 健治君	羽田武附郎君
予算委員	森 幸太郎君	庄司 一郎君
	河野 金昇君	中曾根康弘君
決算委員	武藏運十郎君	越智 茂君

田嶋 好文君 山田 長司君
 一、昨二十二日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
 補助金等の臨時特例等に關する法律案特別委員 永井勝次郎君
 一、昨二十二日議長において、次の特別委員の補欠を指名して、次の通

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員 山中日露史君
一、去る二十日内閣から提出した条約

に於ての通りである。國際砂糖協定の批准について承認を求めめるの件

一、去る二十日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

港灣法の一部を改正する法律案

一、去る二十日委員会に付託された条約は次の通りである。

一、去る二十日予備審査のため内閣から付託された議案は次の委員会に付託された。

外務委員会 付託
 国慶祭協定の批准について承認を求めるの件（条約第二号）
 港海法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七七号）（付託）

運輸委員會 付託
一、去る二十日參議院に送付した内閣
提出案は次の通りである
昭和二十八年年度一般會計予算補正
(第3号)
一、昨二十二日議員から提出した議案
は次の通りである。

（加藤武子君外主名提出）
 原子力の國際管理に關する決議案
 は次の通りである。
 金融機關再建整備法の一部を改正す
 る法律案
 旧日本占領地域に本店を有する会社
 の本邦内にある財産の整理に關する

政令の一部を改正する法律案
保安林整備臨時措置法案
閉鎖機関令の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案
昨二十二日委員会に付託された案

案は次の通りである。
金融機関再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇八号）
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する法令の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇九号）

佐藤原作九石

昭和二十九年三月二十三日 衆議院會議第二十四号 議長の報告

閉議機令の一部を改正する法律案
(内閣提出第一二二号) 大蔵委員会 付託
以上三件 大蔵委員会 付託
戦傷病者救済施設等建設法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号) 厚生委員会 付託
保安林整備臨時措置法案(内閣提出第一二二号) 農林委員会 付託
去る十六日内閣から次の答弁書を受理した。
衆議院議員山花秀雄君提出国鉄下河原線多喜窪駅開設及び中央線国分寺駅の混雑緩和に関する質問に対する答弁書
衆議院議員中村梅吉君提出農地法に関する質問に対する答弁書

【参照】

国鉄下河原線多喜窪駅開設及び中央線国分寺駅の混雑緩和に関する質問に対する答弁書
中央線国分寺駅の混雑緩和に関する質問に対する答弁書
一 東京都北多摩郡国分寺町多喜窪地区には、現在国鉄中央線国分寺駅の施設を以て、日本製鋼所住宅、通商住宅等の勤労者住宅が密集し、このため、この地区の間に土地会社の土地売却により一般住宅が増加し、かえって急激に通勤者が増大してきた。
現在のこれらの住宅総数は約五百戸におよび、教習所の教習生並びに職員数は二百名といわれてゐる。この地区の住民は特に勤労者の便宜のために多喜窪駅を早急開設することが至当と思ふ。なお、さきにこの開設問題が起つて、国鉄當局との間に具体的交渉がなされた際、この下河原線は多摩川の砂利採取、運搬用の軌道であつて旅客用でないとの見地からこれら地元民の要望を充分了承されながら実現をみるに至らなかつたと聞いているが、この点如何しかるに現在下河原線は、東京競馬場前を運送し、また東芝前駅等も開設して東芝、日鋼、ビクター・オート等の工場従業員に非常によつて利用されている。このような事実からして現在多喜窪駅を開設に係る前述した理由はなくなつてゐるやうであるので、この際、国鉄當局に具体的な計画があればその計画の内容とこれに関する見解を承りたい。
二 省線中央線国分寺駅は、西武鉄道国分寺駅、多摩湖線と、さうに国鉄下河原線の多喜窪駅を兼ねてゐるため、通勤者の通車時に退勤時における混雑は大変なものである。
駅当局もこれが緩和のため、いろいろ苦心しておられるやうであるが、まだ国鉄當局の根本的緩和策は全然とれてゐない。このままでは早晩事故が起らないで済まないだらうと懸念が起れてゐる。
以上の混雑緩和に関する国鉄當局の見解、特に具体的解決策が考へられてゐるならその計画を承りたい。
さらに、すでに決定をみた国分寺駅南口の開設が一向に工事着手できてゐないが、これが早急開設は現在の混雑を緩和する有力な方法のひとつとも考へられるので、その見通しもあわせて承りたい。
右質問する。
昭和二十九年三月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 堤隆次郎殿
衆議院議員 山花秀雄君提出国鉄下河原線多喜窪駅開設及び中央線国分寺駅の混雑緩和に関する質問に対する答弁書(別紙)

設備等を利用した臨時的な措置である。
多喜窪駅の設置については、目下のところ国鉄の要員あるいは予算等の関係から早急実施は困難であると考ええる。
二 国分寺駅の混雑緩和については、国鉄の予算の現状からホームの増設等は非常に困難な状況にある。早急実施は望み得ないと考ええる。
なお、同駅南口の開設については、混雑緩和と南口利用者の利便のため考へられるべきものであるが、何分にも要員の増加を必要とするので、目下これをならみあわせ研究中である。
農地法に関する質問主意書
一 政府は、農地法に基き買収、売却は単なる行政処分と認めるか、二 単なる行政処分と認めるならば、処分取消の行政措置によつていつでも買収、売却を取消することが出来るか。
三 売却計画に基き、売却通知書を相手方に交付すれば、当該通知書に記載した売却の時期に、農地の所有権は相手方に移転すること、は法の明示するところである。しからば、
イ 所有権移転後、相手方より対価の支払を受けて後において売却を取消することが出来るか。
ロ 取消ができることは農地はいづれでも不確定の状態におかれ、農民の地位は不安定で、法第一条の耕作者の地位は安定しないと思ふが如何。
四 埼玉県に、売却通知書を昭和二十三年三月二日、売却時期を昭和二十二年十月二日と定め完全な農地を従来の小作者に交付し、相手方たる耕作者は、対価の支払を経済したにもかかわらず六箇年を経過した昭和二十九年二月三日に至り、売却取消書一片の通知をなし、該農地を工場の敷地に

せんとする事例がある。政府は、かかる取消処分を正当なものと見做せるか。
五 農地の売却通知は知事をして代行せしむるも、もと主権大臣たる農林大臣の所管であるから、売却通知書の責任は農林大臣にある。しからば、これが取消も農林大臣でなければならぬ。売却通知書を交付した後、また対価を受領後、これを不当に取消した場合に、それが政府の責任を問ふか。
六 農地の買収も政府なら、売却もまた政府である。買収の取消も売却の取消も政府以外にはできないものと看するが、政府以外に取消権限を有するものがあるか。
七 農地委員会、町村農地委員会は、買収計画、売却計画をなす権限を有するが、買収売却の当事者ではない。従つて、売却の取消も取消の承認もできないことは当然だ。政府は、かかる権限なき取消を認めるか。
昭和二十九年三月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長 堤隆次郎殿
衆議院議員 中村梅吉君提出農地法に関する質問に対する答弁書(別紙)

衆議院議員 中村梅吉君提出農地法に関する質問に対する答弁書
一 農地法に基き農地の買収及び売却は行政処分と解する。
二 農地の買収及び売却は行政処分であるからといつて、行政処分といつてもその買収又は売却処分を取り消すことができるのではなく、その買収又は売却処分には取消を必要とするようなしるが存在する場合にのみ処分行政は、その買収又は売却処分を取り消すことができる。
三 農地の買収、売却処分は、国民に対する利益処分であり、その売却の取消によつて売却の相手方の既得

の権利利益を侵害することとなるから、その取消は、単にその売却処分にかしがあつたからといふことのみでは行ふことができない。その取消によつて売却の相手方に与える権利、利益の侵害を正当化するだけの公益上の必要性がある場合にのみ行ふことと解されてゐる。
売却の取消は、以上述べたとおりきつめて限られた場合にのみ行ふ得るものであり、一般的に売却の相手方である耕作者の地位を不安定にするものではない。
四 埼玉県における売却の取消事案については、その内容が明らかでないから質問書のみによりその当否を判断しがたい。
五 及び六 農地の買収及び売却は、都道府県知事の機関委任事務として、もつぱらその権限に属しめるとして、その買収及び売却の取消も原則としてもつぱら都道府県知事が行うべきものと解する。
都道府県知事がその取消をした場合、都道府県知事は、国の機関として、その取消処分を行うものであり、従つてその最終的な責任は国に属するが、その取消の取消処分を違法としてその取消を求める訴は、行政事件訴訟法第三条の規定により都道府県知事を相手方として提起されなければならない。
七 旧自作農創設特別措置法に基き、都道府県、農地委員会、市町村農地委員会は、農地等の買収計画、売却計画を樹立、公告する権限を有したが、その権限に基き作成した買収計画又は売却計画について取消を行う必要のあるか、その他取消を相当とする事情があるか、四十九条の規定に基き、その取消につき都道府県知事の承認をうけて買収計画又は売却計画を取り消すことができる。

定価 一部 十五円
配送料 別
発行所 東京新聞社印刷部 本村町一五
大蔵省印刷局
電話 九三三三
電報 東京九三三三